



# 令和 6 年度厚生労働省行政事業レビュー公開プロセス 対象候補事業（概要）

令和 6 年 4 月

厚生労働省大臣官房会計課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

# 目次

	事業名	所管部局	ページ数
①	ドクターヘリの導入促進（統合補助金分）	医政局	1
②	医療情報セキュリティ等対策経費	医政局	2
③	国民健康・栄養調査委託費	健康・生活衛生局	3
④	保健所等におけるHIV検査・相談事業	感染症対策部	4
⑤	麻薬・覚醒剤等対策事業	医薬局	5
⑥	労災特別介護援護事業費	労働基準局	6
⑦	就職氷河期支援対策専門窓口の設置及びチーム支援の実施	職業安定局	7
⑧	建設労働者育成支援事業	人材開発統括官	8
⑨	労働時間等の設定改善の促進等を通じた仕事と生活の調和対策の推進 (テレワーク普及促進等対策)	雇用環境・均等局	9
⑩	両立支援等助成金（不妊治療両立支援コース）	雇用環境・均等局	11
⑪	生活保護に関する調査事業	社会・援護局（社会）	12
⑫	生活困窮者自立相談支援事業等（生活困窮者自立相談支援事業費等負担金関係）	社会・援護局（社会）	13
⑬	戦傷病者福祉事業	社会・援護局（援護）	15
⑭	障害者自立支援機器等開発促進事業	障害保健福祉部	16
⑮	介護事業実態調査事業	老健局	17
⑯	後期高齢者医療制度事業費補助金（健康診査事業）	保険局	18
⑰	健康保険組合指導等に必要な経費	保険局	20

# ドクターヘリ導入促進事業

令和6年度当初予算額 95億円 (87億円) ※()内は前年度当初予算額

## 1 事業の目的

- 地域において必要な救急医療が適時適切に提供できる体制の構築を目指し、早期の治療開始、迅速な搬送を可能とするドクターヘリの運航体制を確立する。

## 2 事業の概要・スキーム

- ドクターヘリの運航に必要な経費及び夜間運航を行う場合に必要な経費等について財政支援を行い、救命率の向上及び広域患者搬送体制の確保を図る。



## 3 実施主体等

- 実施主体：都道府県  
(基地病院(救命救急センター))
- 補助率：1/2
- 補助基準額：(令和5年度)  
3.31億円(飛行時間300時間以上)  
3.07億円(飛行時間200以上300時間未満)  
2.89億円(飛行時間200時間未満)
- 負担割合：国1/2、都道府県1/2

## 4 見直し内容

- 補助基準額：  
令和4年度の運航経費の実績に基づく見直しを行う

## 5 事業実績

- 導入状況 46都道府県57機にて事業を実施（令和6年2月1日現在）

※ 京都府は、関西広域連合として一体的に運用している。

平成13年度	5県	岡山県、静岡県、千葉県、愛知県、福岡県
平成14年度	2県	神奈川県、和歌山県
平成17年度	2道県	北海道、長野県
平成18年度	1県	長崎県
平成19年度	3府県	埼玉県、大阪府、福島県
平成20年度	3県	青森県、群馬県、沖縄県
平成21年度	4道県	千葉県(2機目)、静岡県(2機目)、北海道(2機目、3機目)、栃木県
平成22年度	5県	兵庫県、茨城県、岐阜県、山口県、高知県
平成23年度	6県	島根県、長野県(2機目)、鹿児島県、熊本県、秋田県、三重県
平成24年度	8県	青森県(2機目)、岩手県、山形県、新潟県、山梨県、徳島県、大分県、宮崎県
平成25年度	3県	広島県、兵庫県(2機目)、佐賀県
平成26年度	1道	北海道(4機目)
平成27年度	2県	滋賀県、富山県
平成28年度	5県	宮城県、新潟県(2機目)、奈良県、愛媛県、鹿児島県(2機目)
平成29年度	1県	鳥取県
平成30年度	1県	石川県
令和3年度	2都県	福井県、東京都
令和4年度	1県	香川県
令和5年度	1県	愛知県(2機目)

# 医療分野におけるサイバーセキュリティ対策調査事業

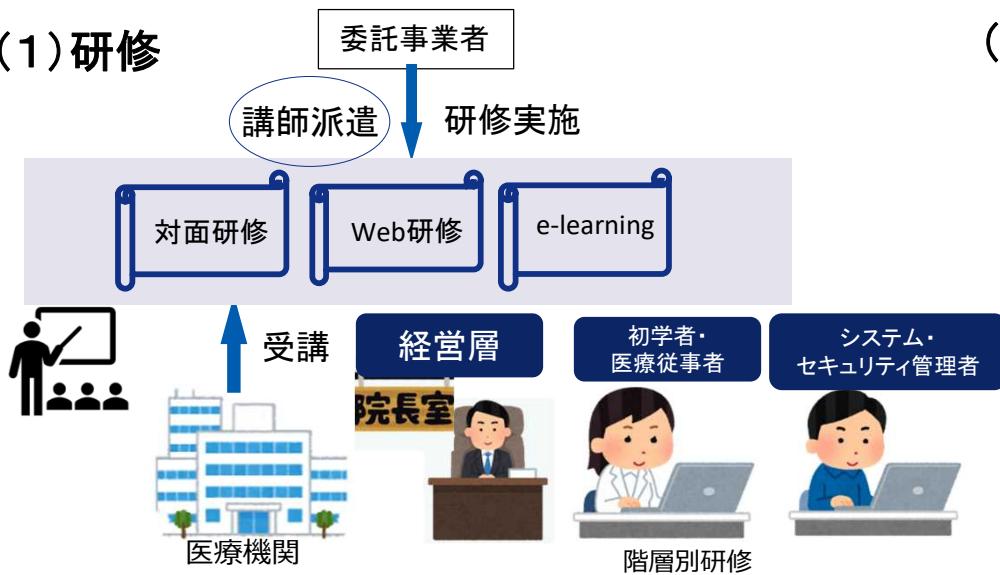
令和6年度当初予算額 1.0億円（1億円）※（）内は前年度当初予算額

## 1 事業の目的

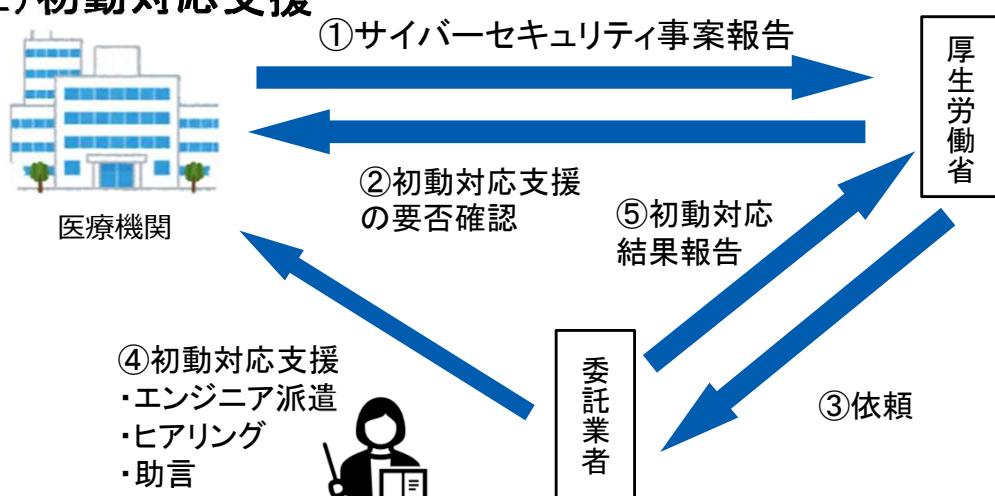
- 医療機関のセキュリティ対策は、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」に基づき、各医療機関が自主的に取組を進めてきているところである。昨今のサイバー攻撃の増加やサイバー攻撃により長期に診療が停止する事案が発生したことから実施した緊急的な病院への調査では、自主的な取組だけでは不十分と考えられる結果であった。
- 医療機関の医療情報システムがランサムウェアに感染すると、保有するデータ等が暗号化され、電子カルテシステム等が利用できなくなることにより、診療を長時間休止せざるを得なくなることから、医療機関等におけるサイバーセキュリティ対策の充実は喫緊の課題となっている。
- 今後、更なる医療機関のサイバーセキュリティ対策の強化を図る必要があることから、医療機関向けの階層別研修及び初動対応支援を実施する。

## 2 事業の概要・スキーム

### (1) 研修



### (2) 初動対応支援



## 3 実施主体等

委託先：委託事業（民間事業者）

## 4 事業実績

- ◆ 研修受講者数：約3500人（約700人）  
※ 令和4年度実績  
括弧は令和3年度
- ◆ 初動対応支援数：2件  
※令和4年度実績  
(令和4年度から開始) 2

## 国民健康・栄養調査について

令和6年度予算額 300,637千円（181,208千円）

- 国民健康・栄養調査は、健康増進法（平成14年法律第103号）に基づき、国民の身体の状況、栄養摂取量及び生活習慣の状況を明らかにし、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基礎資料を得るために毎年実施される。
- **令和6年は、調査地区を拡大した国民健康・栄養調査（拡大調査）を実施し、健康日本21（第三次）のベースライン値を得るとともに、地域格差等を把握する。**
- 健康日本21に加え、がん対策推進基本計画や地域医療計画等の評価にも活用されている。

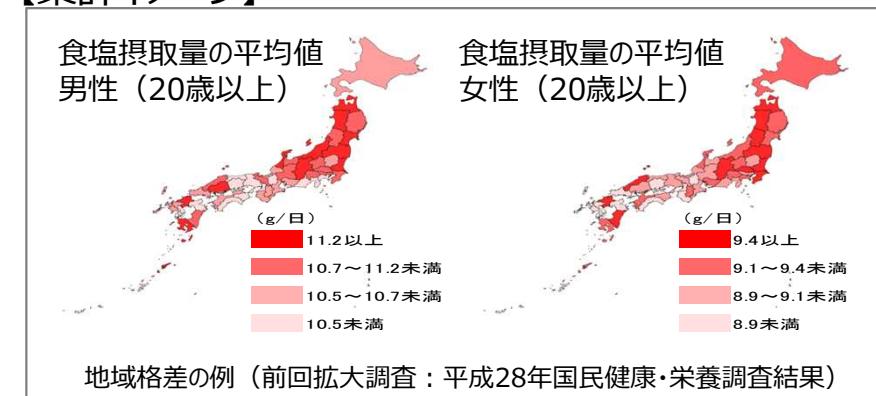
### 健康日本21（第三次）スケジュール



### 【調査項目】

- ① 身体状況調査票
  - ・身長、体重（1歳以上）
  - ・腹囲、血圧測定、血液検査、問診（20歳以上）
- ② 栄養摂取状況調査票
  - ・世帯状況、食事状況（欠食・外食等）、食物摂取状況（栄養素等摂取量、食品摂取量等）（1歳以上）
  - ・1日の身体活動量（歩数）（20歳以上）
- ③ 生活習慣調査票
  - ・食生活、身体活動、休養（睡眠）、飲酒、喫煙、歯の健康等に関する生活習慣全般（20歳以上）

### 【集計イメージ】



\* 本調査結果は、「健康日本21（第二次）」の目標値のモニタリング等で幅広く利用されている。

### 【調査規模】

通常調査

参考：前回の拡大調査（平成28年）

国民生活基礎調査から層化無作為抽出した全国300単位区内の世帯（約6,000世帯）及び当該世帯の1歳以上の世帯員（約15,000人）

平成22年国勢調査地区から層化無作為抽出した全国475地区内の世帯（約23,750世帯）及び当該世帯の1歳以上の世帯員（約61,000人）

# HIV検査・相談事業（特定感染症検査等事業）

令和6年度当初予算額 2.9億円（2.9億円）※()内は前年度当初予算額

## 1 事業の目的

場所や時間帯等、利用者の利便性に配慮した検査・相談を実施することにより、HIV感染の早期発見・早期治療及び利用者の行動変容を促進し、もってHIV感染の防止を図ることを目的とする。

## 2 事業の概要・スキーム

### 【事業の概要】

#### （1）保健所等におけるHIV検査・相談事業

保健所等において、HIV・エイズに関する検査及び相談を希望する者に対して、夜間・休日等の利便性に配慮した個別相談及び無料匿名のHIV抗体検査を実施

#### （2）エイズ治療拠点病院におけるHIV検査・相談事業

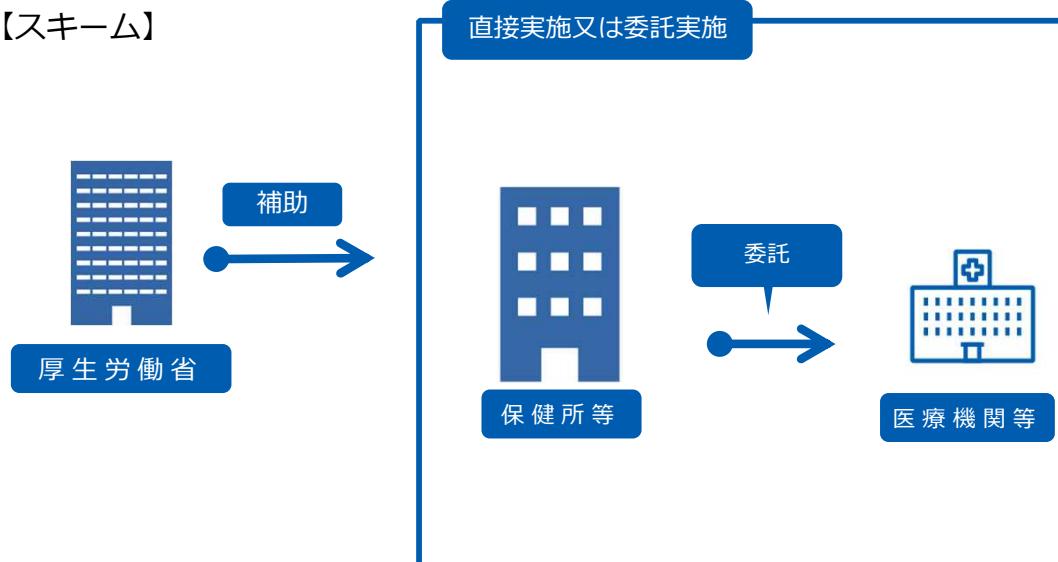
エイズ治療拠点病院において、個別相談及び有料のHIV抗体スククリーニング検査を実施

#### （3）重点都道府県等特別対策事業

地域の特性やHIV・エイズの動向等を踏まえ、特に効果的・効率的であると認められるHIV検査・相談体制を整備

- ・繁華街等における出張HIV検査・相談体制の整備
- ・個別施策層（MSM（男性間で性行為を行う者）等）の利便性に配慮した特別なHIV検査・相談体制の整備

### 【スキーム】



## 3 実施主体等

（1）の事業 都道府県、保健所設置市、特別区

（2）の事業 都道府県

（3）の事業 重点都道府県等

1都、1府、7県、10市

【補助率】 1／2

【交付件数】 令和5年度 157自治体

## 4 事業実績（令和6年4月現在）

### ・活動実績

保健所等におけるHIV抗体検査件数と相談件数の合計

令和5年度（速報値）

達成度：137.1%

実績：192,225件

目標：140,113件

### ・成果実績

新規HIV感染者及びエイズ患者年間報告者数

令和5年度（速報値）

達成度：92%

実績：960件

目標：884件

拡充

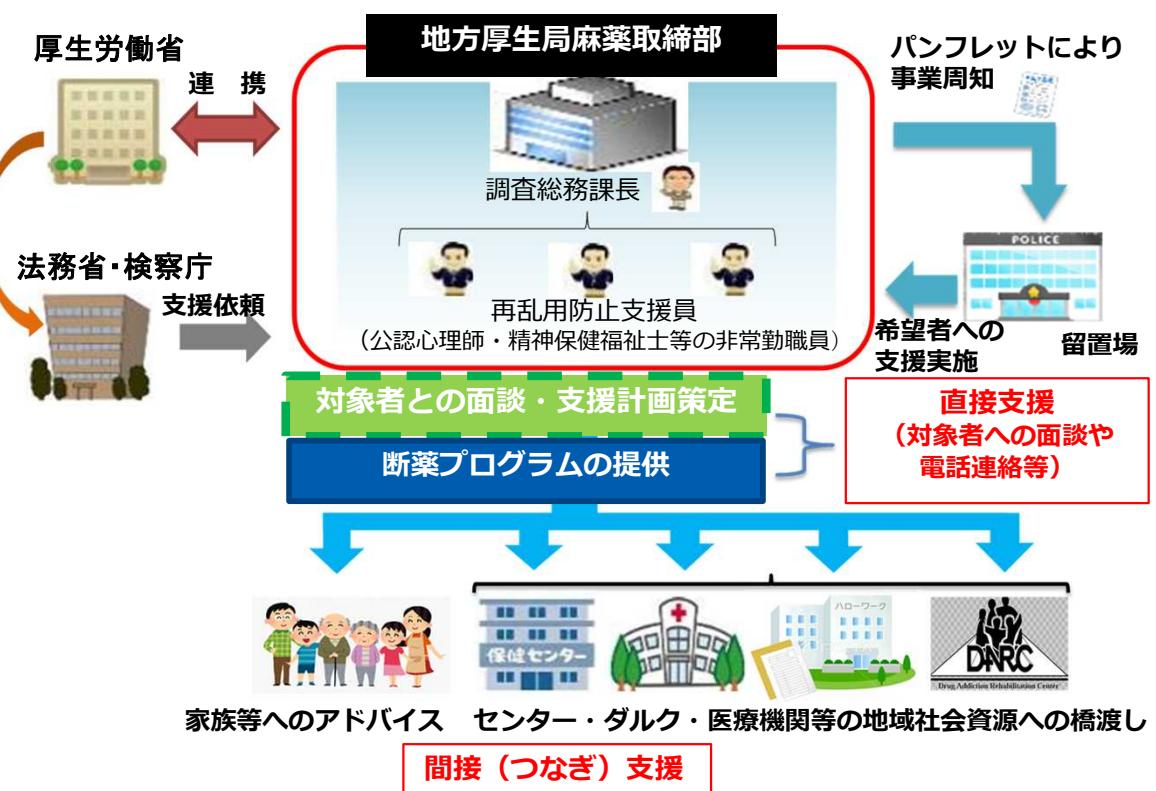
# 薬物乱用者に対する再乱用防止対策事業

令和6年度当初予算額 1.4億円 (85百万円) ※()内は前年度当初予算額

## 1 事業の目的

- 令和元年より、薬物事犯者（初犯）等を中心に、再乱用防止に向けた支援に取り組むとともに、令和3年度からは、関係省庁との連携を進め、本事業への組み入れ拡充に向けた取り組みを試行的に一部地区において実施しているところ。
- 令和5年3月に閣議決定された「第二次再犯防止推進計画」では、本事業の拡充に向けた検討を行うことが求められるとともに、令和5年8月に公表された「第六次薬物乱用防止五か年戦略」では、再乱用防止策を充実させるべきとされた。
- 更に、今般成立した大麻取締法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議では、大麻を含む薬物事犯者の再乱用防止のため、薬物事犯者に対する長期的な支援を目指した総合的な取組の検討が求められており、本事業の拡充が必要な状況である。

## 2 事業の概要・スキーム



### （事業の概要）

- 支援対象者である薬物事犯者（初犯）等に対して、対象者と面談を行い、面談の結果を踏まえた断薬プログラム等の直接支援等を実施。

### （主な拡充内容）

- 関係省等との連携を進め、本事業への組み入れ拡充に向けた試行的取り組みを全国に拡大。

- 体制強化に伴う、直接支援を実施する再乱用防止支援員の増員等【拡充】

## 3 実施主体等

国（麻薬取締部）

## 4 事業実績

- ・ 整備状況  
(令和5年4月現在)

再乱用防止支援員：17名  
再乱用防止支援員補助員：6名

- ・ 支援実施状況  
(令和5年12月現在)  
対象者数：101名

# 労災特別介護施設(ケアプラザ)の概要

## 1. 背景・目的

令和6年度予算額(労災勘定) 1,887,839 (1,815,206) 千円

- 労災年金を受給している労災重度被災労働者(傷病又は障害等級第1級から3級)は、全国で約20,900人に上り、このうち約14,000人が60歳を超えている。
- これら労災重度被災労働者及びその家族の高齢化や核家族化の進展等に伴い、在宅での介護が困難となり、介護に当たる家族介護者の肉体的・精神的負担は相当大きなものとなっている。
- 労災重度被災労働者は一般の障害者とは異なり、せき臓損傷、頭部外傷、じん肺など労働災害特有の傷病・障害を有する者が多く、一般に民間事業者や市町村等により実施されている介護サービスでは、その傷病・障害の特性に応じた専門的な介護は施されていない現状にある。
- ⇒ こうした労災重度被災労働者の介護をめぐる環境等を十分踏まえ、傷病・障害の特性に応じた専門的な介護サービスを確実に提供するため、労災特別介護施設(ケアプラザ)の運営を行うことにより、労災重度被災労働者の生命・生活維持に必要な援護を図る。

## 2. 事業の内容

高齢化の進展等により在宅での介護が困難な労災重度被災労働者のための介護施設として、国が全国8カ所に設置し、せき臓損傷、頭部外傷、じん肺等の労災特有の傷病・障害に応じた専門的な施設介護サービス及び短期滞在型介護サービスを提供する。

※事業及び施設の運営は一般財団法人労災サポートセンターに委託(R5~R7の3カ年契約)

### ■施設

- 設置場所: 北海道、宮城、千葉、愛知、大阪、広島、愛媛、熊本 ○敷地面積: 約25,000m<sup>2</sup>、延べ床面積約11,000m<sup>2</sup>(8施設平均)
- 居室数(うち個室): 約85(80)室(8施設平均) \* 個室の広さは約30m<sup>2</sup> ○入居定員: 100名(北海道施設及び愛媛施設はそれぞれ90名、84名)

### ■入居要件

原則として、傷病等級又は障害等級が1級から3級の労災年金受給者(労災重度被災労働者)で在宅での介護が困難な者(障害等級4級程度の者でも、特例的に入居が認められる場合がある)

### ①介護サービス

#### ■介護体制

- ① 看護師と介護福祉士が24時間体制で勤務し、食事介助、排泄介助、入浴介助など日常生活の介護を提供(24時間365日介護)
- ② 入居者の障害、傷病の状態に合わせて適切な介護とともに、身体機能維持のためリハビリ専門職(療法士)によるリハビリテーションを実施

#### ■健康管理

月3~4回程度、医療コンサルタント(医師)による健康相談の実施

#### ■施設利用料

年収や扶養家族の人数に応じ、月額3万6千円から28万4千円までの16段階に区分

**例 年間収入430万円で配偶者のある方が個室入居の場合 月額14万円**(日用品の購買費や診療費などは個人負担) \* 県・市町村の負担金等は発生しない。また、介護保険適用対象外の施設であるため、入居者が年収に応じた入居費を支払うのみであり、入居者は介護保険料の納付は停止される

#### ■介護費

労働者災害補償保険法で定める要介護障害程度区分

「常時介護をする状態」にある者 ⇒ 177,950円、「随時介護をする状態」にある者 ⇒ 88,980円

\* 労働者災害補償保険に介護(補償)等給付の支給を請求することにより、後日、同額が支給されるため、入居者の実質的な負担はない

### ②短期滞在型介護サービス

#### ■短期滞在介護サービス

労災重度被災労働者を介護をしている家族等が、病気、冠婚葬祭、旅行等のために一時的に介護ができなくなったときに、短期間、その家族等に代わって労災重度被災労働者に対して介護サービスを提供(1回の滞在期間は原則として9泊10日以内、1日につき4,400円(食事代・消費税を含む))

#### ■日帰り介護サービス

労災重度被災労働者に対し、日中の入浴、給食等の介護サービスを提供(利用料金は1日につき700円(食事代・消費税を含む))

#### ■家族同伴短期滞在介護サービス

労災重度被災労働者とその家族が同伴し、在宅での生活において必要となる、日常生活動作、介護技術を習得するサービスを提供(1回の滞在期間は原則として9泊10日以内、利用料金は1名1日につき4,400円(食事代・消費税を含む))

# 就職氷河期世代の就職支援のためのハローワーク専門窓口設置及び担当者制による支援

令和6年度当初予算額 20億円（19億円）※（）内は前年度当初予算額

労働保険特別会計			一般会計
労災	雇用	徴収	
	○		

## 1 事業の目的

- 就職氷河期世代の不安定就労者は、職務経歴を積めていない、就職活動の失敗により自分に自信が持てないなど、様々な課題を抱えている者が多い。
- こうした課題に対応するため、ハローワークに専門窓口を設置し、キャリアコンサルティング、生活設計面の相談、職業訓練のアドバイス、求人開拓等、それぞれの専門担当者がチームを結成し就職から職場定着まで一貫して支援。



＜専門窓口数＞ 92か所

＜体制＞ 就労・生活支援アドバイザー：82人（主にキャリアコンサルティング、生活設計の相談、定着支援等を担当）  
就職支援コーディネーター：142人（主に求人開拓、セミナー企画を担当）  
職業相談員：144人（主に初回相談を担当）



## 2 事業の概要・スキーム・実施主体等



# 建設労働者育成支援事業

令和6年度当初予算額 4.8億円（4.8億円）※()内は前年度当初予算額

労働保険特別会計			一般会計
労災	雇用	徴収	
	○		

## 1 事業の目的

- 建設業界の人手不足解消を支援するため、建設技能労働者的人材確保・育成を図ることを目的とする。

## 2 事業の概要

- 建設産業関係事業団体等に委託し、離転職者、新卒者、未就職卒業者等について、座学、実習等の訓練から就職支援までをパッケージとして事業を行う。【委託事業】

## 3 事業スキーム・実施主体等

技術的支援・協力

国(厚生労働省)

委託

建設産業関係事業団体等

全建・日建連等・大手ゼネコン各社等

建設業団体傘下企業等

- 事業内容
  - 訓練職種・コース選定、カリキュラム・教材開発
  - 訓練生募集、実習機関のコーディネート、訓練実施
  - ハローワーク・職種別団体と連携した就職支援(無料職業紹介)
- 対象職種 人材不足が顕著な建設技能職種(型枠工、鉄筋工、とび工の野丁場建設躯体職種及び電気・配管等の建設設備職種)
- 養成期間 1~6月程度(多能工養成は1年以内)
- 実施体制 中央拠点と複数の地方拠点を設置し実施
- 実習機関 富士教育訓練センター(静岡県)、三田建設技能研修センター(兵庫県)等を活用
- 規模 年間 300人

ハローワーク

新聞求人広告

高校等訪問開拓

訓練生  
確保

訓練実施

- ・座学
- ・実習
- ・現場見学

ハローワーク及び  
職種別団体と連携  
した就職支援

就職

\*全建…(一社)全国建設業協会(地方ゼネコン各社で構成)、日建連…(一社)日本建設業連合会(大手、準大手ゼネコン各社で構成)

拡充

## 人材確保等支援助成金（テレワークコース）

令和6年度当初予算額 2.2億円 (2.3億円) ※()内は前年度当初予算額

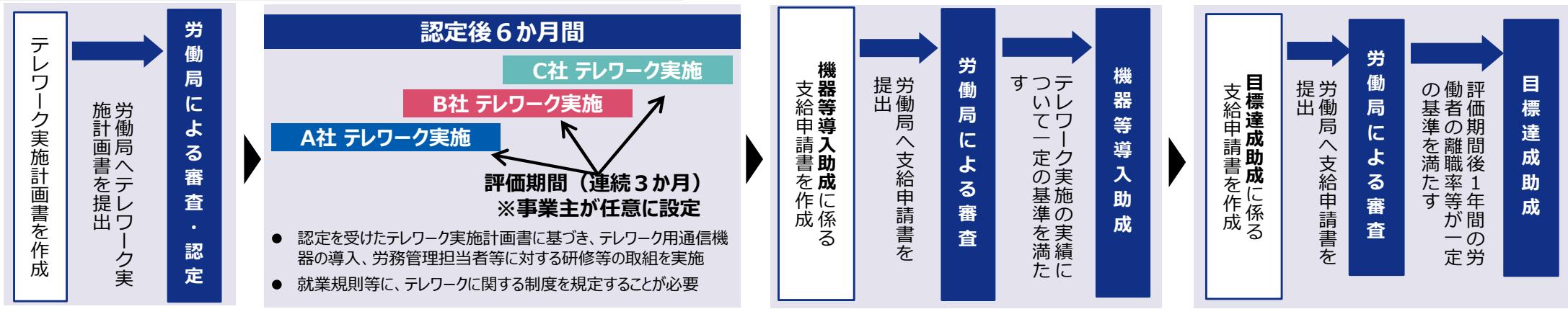
労働保険特別会計			一般会計
労災	雇用	徴収	
	○		

## 1 事業の目的

- 新型コロナウイルス感染症対策として、これまでにない規模でテレワークが実施されているが、ポストコロナにおいては、適正な労務管理下におけるテレワークの導入・定着が必要。
- このため、適正な労務管理下におけるテレワークを導入し、実施することにより、労働者的人材確保や雇用管理改善等の観点から効果をあげた中小企業事業主に対し助成金を支給し、支援を行う。

## 2 事業の概要・スキーム・実施主体等

※下線が拡充部分



## 機器等導入助成

下表のテレワーク実績基準を満たした事業主に支給（テレワーク勤務を新規導入する事業主のほか、実施を拡大する事業主も助成対象）

テレワーク実績基準	助成率、上限
<ul style="list-style-type: none"> <li>評価期間（3か月）に1回以上対象労働者全員がテレワークを実施する 又は</li> <li>評価期間（3か月）に対象労働者がテレワークを実施した回数の週平均を1回以上とする 拡大導入時</li> <li>評価期間（3か月）における延べテレワーク実施人数を届出前の実績値から25%以上増加させる</li> </ul>	助成率50% ※100万円又は対象労働者数×20万円のいずれか低い額が上限

## 助成対象となる取組

- 就業規則等の作成・変更
- 外部専門家によるコンサルティング
- テレワーク用通信機器等の導入（テレワーク用サービス利用料も助成対象）
- 労務管理担当者・労働者に対する研修
- 仮想オフィスの導入・運用
- クラウドコミュニケーションツールの導入・運用
- 文書電子化ソフトの導入運用 など

## 助成額

## 目標達成助成

下表の離職率およびテレワーク実績基準の全てを満たした事業主に支給

離職率目標、テレワーク実績基準	助成率、上限
<ul style="list-style-type: none"> <li>評価期間後1年間の離職率が、計画提出前1年間の離職率以下</li> <li>評価期間後1年間の離職率が30%以下</li> <li>評価期間初日から1年を経過した日からの3か月間に、1回以上テレワークを実施した労働者数が、評価期間初日から1年を経過した日における事業所の労働者数に、計画認定時点における事業所の労働者全体に占める対象労働者の割合を掛け合わせた人数以上</li> </ul>	助成率15%（25%） ※100万円又は対象労働者数×20万円のいずれか低い額が上限

※令和4年度における支給決定件数： 70件

# テレワーク・ワンストップ・サポート事業

雇用環境・均等局在宅労働課  
(内線7856)

令和6年度当初予算額 1.2億円 (1.2億円) ※()内は前年度当初予算額

労働保険特別会計		一般会計
労災	雇用	徴収
1/2	1/2	

## 1 事業の目的

- テレワークに関する労務管理やICT（情報通信技術）の双方についてワンストップで相談できる窓口の設置等により、適正な労務管理下におけるテレワークの導入・定着を図り、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方の定着・促進を図る。

## 2 事業の概要・スキーム、実施主体等

※下線が拡充部分

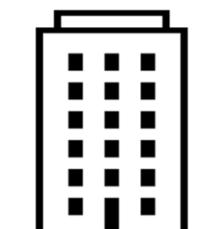
- テレワークを導入しようとする企業等に対しワンストップでの総合的な相談支援を行う拠点として、テレワーク相談センターを設置し、一体的な支援を実施

### ①相談対応

テレワークの導入・実施時の労務管理やICT（情報通信技術）に関する課題について、窓口のほか、電話や電子メールによりアドバイス

### 実施主体：民間事業者等

#### テレワーク相談センター



支援

#### 適正な労務管理下におけるテレワークの実施



### ②コンサルティングの実施

専門的知識を有するテレワークマネージャーが、企業等からの要望に応じ、具体的な導入支援を行うコンサルティングを実施。特に、テレワークの普及が進んでいない地方圏・業種等に対してアドバイス型のコンサルティングを強化

### ③全国セミナー・個別相談会の開催

中小企業や地方企業への普及促進のための全国セミナーの開催、周知ツールの作成と周知（テレワーク活用の事例集を作成し、周知）。管理職向けのテレワークマネジメントスキル向上のためのセミナーやテレワーク対象労働者向けのITリテラシー向上のためのセミナーを実施



連携

#### 企業等に対する支援

- 相談対応（窓口、電話、メール）
- テレワークマネージャーによるコンサルティングの実施
- 全国セミナー・個別相談会の開催
- 総合ポータルサイトの運営 等



- 都道府県労働局
- 都道府県働き方改革推進支援センター 等

### ④総合ポータルサイトによる情報発信

厚生労働省と総務省が運営するテレワーク関連のウェブサイトを整理・統合した総合ポータルサイトを引き続き運営し、利用者目線に立ったサイトを運営

※令和4年度におけるポータルサイトからの資料ダウンロード件数：20,752件

# 両立支援等助成金（不妊治療両立支援コース）

雇用環境・均等局  
雇用機会均等課（内線7905）

令和6年度当初予算額 93百万円（1.2億円）※()内は前年度当初予算額

労働保険特別会計			一般会計
労災	雇用	徴収	
○			

## 1 事業の目的

近年、不妊治療を受ける夫婦は約4.4組に1組、不妊治療（生殖補助医療等）によって誕生する子どもも13.9人に1人（2020年）となるなど、働きながら不妊治療を受ける労働者は増加傾向にあるが、不妊治療と仕事との両立ができずに16%（女性の場合は23%）の方が退職しており、不妊治療と仕事との両立支援は重要な課題となっている。

このため、不妊治療についての職場における理解を深め、不妊治療のための休暇制度等を利用しやすい環境整備に取り組み、不妊治療を受けている労働者に休暇制度等を利用させた事業主を支援することにより、不妊治療による離職防止を図る。

## 2 事業の概要・スキーム

### 1 支給対象となる事業主

不妊治療のために利用可能な休暇制度・両立支援制度（①不妊治療のための休暇制度（特定目的・多目的とも可）、②所定外労働制限制度、③時差出勤制度、④短時間勤務制度、⑤フレックスタイム制、⑥テレワーク）を利用しやすい環境整備に取り組み、不妊治療を行う労働者の相談に対応し、休暇制度・両立支援制度（上記①～⑥）を労働者に利用させた中小企業事業主

### 2 支給要件

#### (1) 環境整備、休暇の取得等

- ① 不妊治療と仕事との両立を支援する企業トップの方針を雇用する労働者に周知していること
- ② 不妊治療のための休暇制度・両立支援制度（上記1 ①～⑥）について、労働協約又は就業規則に規定するとともに労働者に周知していること
- ③ 不妊治療と仕事との両立のための社内ニーズの把握（調査の実施）を実施していること
- ④ 不妊治療と仕事との両立について労働者の相談に対応し、両立を支援する「両立支援担当者」を選任していること
- ⑤ 両立支援担当者が不妊治療を受ける労働者の相談に応じ、「不妊治療両立支援プラン」を策定し、プランに基づき休暇制度・両立支援制度（上記1 ①～⑥のうちいずれか1つ以上）を合計5日（回）以上労働者に利用させたこと

#### (2) 長期休暇の加算

上記（1）の休暇取得者も含め、休暇制度を20日以上連続して労働者に取得させ、原職に復帰させ3か月以上継続勤務させたこと

### 3 支給額

#### (1) 環境整備、休暇の取得等

上記2（1）により環境整備を図り、最初の休暇制度又は両立支援制度の利用者が合計5日（回）以上利用した場合

1事業主当たり、30万円

#### (2) 長期休暇の加算

上記2（2）により休暇制度を20日以上連続して労働者に取得させ、原職に復帰させ3か月以上継続勤務させた場合

1事業主当たり、30万円（（1）の休暇取得者が20日以上連続して取得する場合はその者を対象とする。）

### 4 支出科目

労働保険特別会計 雇用勘定から支給

支給機関

都道府県労働局

支給実績（令和4年度）：49百万円（169件）

# 生活保護に関する調査事業

## 1 事業の目的

- 被保護世帯等の生活実態を明らかにすることにより、生活保護制度の企画運営等のための資料を得ることが必要。
- 「社会保障生計調査」については、被保護世帯の家計収支の実態を明らかにし、生活保護基準の改定等の生活保護制度の企画運営のために必要な基礎資料を得ることを目的としている。
- 「家庭の生活実態及び生活意識に関する調査」については、全国の一般世帯及び被保護世帯の生活実態及び生活意識を把握することにより、生活保護基準の検証及び今後の生活保護制度の検討に向けた基礎資料を得ることを目的としている。

## 2-1 社会保障生計調査の概要

- 生活保護基準については、5年に一度の定期的な検証として、社会保障審議会生活保護基準部会において、統計データ等を用いて専門的な見地から検証を行っているところ。
- その際に用いるデータとして、被保護世帯における実態としての消費水準や家計構造についても検証するため、被保護世帯の家計収支の状況、消費品目の種類等について把握している。

## 2-2 家庭の生活実態及び生活意識に関する調査の概要

- 生活保護基準については、5年に一度の定期的な検証として、社会保障審議会生活保護基準部会において、統計データ等を用いて専門的な見地から検証を行っているところ。
- その際に用いるデータとして、家庭の生活実態及び生活意識（普段の生活、耐久財の保有状況、親族・近隣との付き合い、住環境、レジャー・社会参加、家計の状況、生活の満足度、育児・子育て・子どもの教育について）等について把握している。

## 3 実施主体

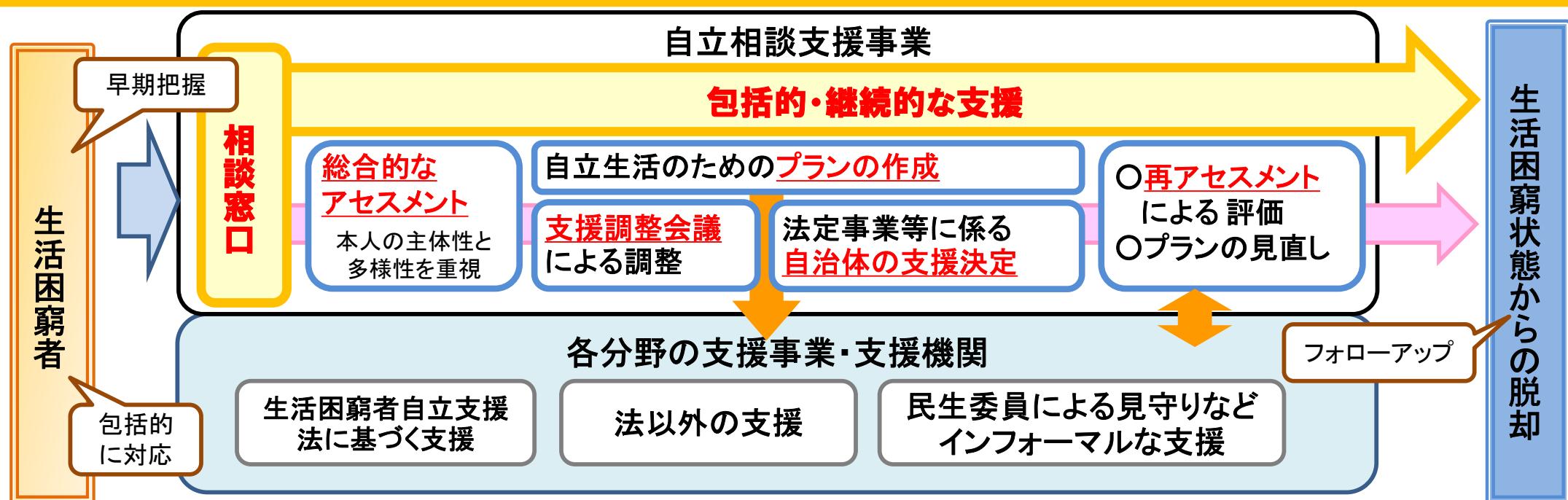
実施主体：国（地方自治体及び民間団体への委託により実施）

## 自立相談支援事業について

### 事業の概要

- 福祉事務所設置自治体が直営又は委託により自立相談支援事業を実施。
 

※ 委託の場合は、自治体は受託機関と連携して制度を運営。自治体は支援調整会議に参画し、支援決定を行うほか、社会資源の開発を担う。
- 自立相談支援事業は、生活困窮者からの相談を受け、
  - ① 生活困窮者の抱えている課題を評価・分析(アセスメント)し、そのニーズを把握
  - ② ニーズに応じた支援が計画的かつ継続的に行われるよう、自立支援計画を策定
  - ③ 自立支援計画に基づく各種支援が包括的に行われるよう、関係機関との連絡調整を実施等の業務を行う。



### 期待される効果

- **生活保護に至る前の段階から早期に支援を行うことにより、生活困窮状態からの早期自立を支援。**
- **生活困窮者に対する相談支援機能の充実により、福祉事務所の負担軽減とともに、社会資源の活性化、地域全体の負担軽減が可能に。**

# 住居確保給付金

- 離職・廃業や休業等により、住居を失うおそれが生じている方等に対して、住居確保給付金を支給することにより、求職活動中における安定した住まいの確保を支援する。

## 1 事業の概要

### 支給対象者

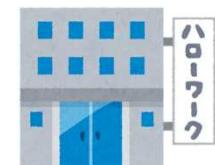
以下①又は②の者

- ①離職・廃業後2年以内の者（当該期間に疾病等やむをえない事情があれば最長4年以内）
- ②自己の責めによらず収入が減少し、離職・廃業と同程度の状況にある者

### 支給要件

一定の収入要件（※）、資産要件、求職活動要件あり

※市町村民税均等割+家賃額程度の水準、特別区では単身13.8万円、2人世帯19.4万円



### 求職活動要件

原則、①による求職活動を行う。ただし、一定の要件の下、②による取組みも可とする。

- ①公共職業安定所又は地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口に求職の申込みをし、求職活動を行う。
- ②公的な経営相談先へ経営相談の申込みをし、その助言等に基づいて、業務上の収入を得る機会の増加を図る取組を行う。

### 支給額

家賃額（住宅扶助額を上限）

（特別区では単身5.4万円、2人世帯6.4万円）

### 支給期間

原則3か月（求職活動等を行っている場合は3か月延長可能（最長9か月まで））

## 2 実施主体等

- 都道府県・市・区等（福祉事務所設置自治体、907自治体）

## 3 補助率

- 国3／4、自治体1／4

# しょうけい館について

- ◆ 戦中・戦後の戦傷病者及びその家族等の労苦を次世代に伝えていくため、平成18年3月に開設
- ◆ 実物資料の展示、資料収集、関連情報提供事業などを行う
- ◆ 公募により民間団体等に運営を委託

## 《基礎情報》

場 所 東京都千代田区九段北1-11-5 グリーンオーク九段 2.3階  
 展示面積 716m<sup>2</sup>  
 開 館 平成18年 3月20日（令和5年10月に現在の場所に移転）  
 開館時間 午前10時～午後5時30分（入館は午後5時まで）  
 休 館 日 月曜日（祝日または振替休日の場合はその翌日）  
           12月28日～1月4日

## 《令和6年度当初予算額》

182百万円（運営費）

## 《入館状況》（令和4年度末時点）

- |                    |         |
|--------------------|---------|
| ① しょうけい館開館以来の総入館者数 | 約 177万人 |
| ② 令和4年度入館者数        | 約 2万人   |

※令和2～4年度は新型コロナウイルスの影響により来館者数が減少した。

（参考）令和元年度の入館者数は約12万人

## <しょうけい館外観>



## <展示の様子>



## <事業内容>

### ① 展示事業

「戦地における労苦」と「復員後の労苦」に係る実物資料や情景展示

### ② 資料収集事業

戦傷病者とその家族が体験した労苦を伝える資料（実物資料、文献図書、写真、体験証言ビデオ等）の所在調査と収集

### ③ 関連情報提供事業

館が収集・調査した資料、内外の文献図書情報、証言映像などの情報提供

戦傷病者とその家族等の労苦を語り継ぐ次世代の語り部活動

# 障害者自立支援機器等開発促進事業

## 1 事業の目的

[令和6年度予算額 124,000千円] (令和5年度予算額 110,000千円)

障害者の自立や社会参加を支援する機器の開発においては、障害像が個別・特異的で多岐にわたるため障害者のニーズと開発者のシーズのマッチングが非常に難しい。またマーケットが小さく技術はあるが開発や製品化及び事業化が進まない状況にある。このため、ニーズとシーズのマッチングを促進するために、開発企業が障害者等と連携して開発する取組に対して助成を行うとともに、障害者等の多岐にわたるニーズを的確に捉え、事業化の視点を踏まえ開発を始める事で支援機器の製品化及び事業化を加速する人材を育成する取組に対して助成を行う。

## 2 事業内容

- (1) 障害者の自立支援機器の開発（実用的な支援機器の製品化）に対する助成
  - ①テーマ設定型事業、②製品種目特定型事業、③指定補助金等の交付等に関する指針に基づく事業
- (2) ニーズ・シーズマッチング強化事業
- (3) 自立支援機器イノベーション人材育成事業

## 3 実施主体

民間団体（公募）

## 4 補助率

- (1) は、中小企業2/3（※（1）-②③は初年度のみ10/10）、大企業・公益法人1/2
- (2)・(3)は、定額（10/10相当）

### ニーズの把握・特定、コンセプト生成

### 試作機開発、実証実験、製品化

### 製品の普及

#### 自立支援機器等イノベーション人材育成事業

デザイン思考等を用いた開発プロセスを体系的に学ぶワークショップの開催

情報収集・現場観察など

ニーズ  
(ユーザー・支援者等)



支援機器に関するニーズ、生活における困りごと等を開発側に伝える。

#### ニーズ・シーズマッチング強化事業

障害者や支援者のニーズ（課題や要望）と企業や研究者等のシーズ（技術）のマッチングを強化

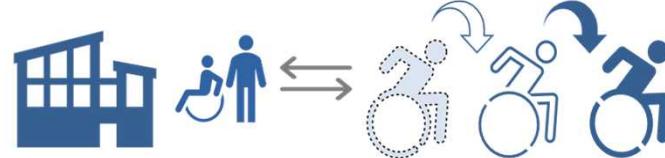


#### 自立支援機器開発費用の補助事業

実用的な支援機器の開発に要する費用を補助  
※研究段階を終え基本設計はできているが、試作機の製作までには至っていないものが対象

### モニター評価

※モニター評価を繰り返し、実用的な製品化を行う。



実用的な支援機器の  
製品化

拡充

# 介護事業実態調査事業

令和6年度当初予算額 1.2億円 (2.4億円) ※()内は前年度当初予算額(国庫債務要求(令和6年度～7年度))

## 1 事業の目的

- 介護事業実態調査事業は、①介護事業経営実態調査及び介護事業経営概況調査を実施することで、各々の介護サービスについての費用等の実態を明らかにするとともに、②介護従事者処遇状況等調査を実施することで、介護報酬改定が施設・事業所の介護従事者の処遇に的確に反映されているかの検証を行うことで、介護報酬改定のための基礎資料を得ることを目的とする。
- 令和6年度においては、介護従事者処遇状況等調査を実施するほか、令和7年度当初に予定している介護事業経営概況調査の準備経費を要求する。

## 2 事業の概要・スキーム

- 令和6年度においては、令和6年度介護報酬改定後における介護従事者の処遇状況を把握するため、介護従事者処遇状況等調査(定期調査)を実施する。
- また、令和7年度当初に実施を予定している介護事業経営概況調査の準備に必要な経費を含め、国庫債務(令和6年度と7年度の2か年)により要求する。

### ① 介護従事者処遇状況等調査

1. 介護職員の平均給与額、前年と比較した差額
2. 給与等の引き上げの実施方法
3. 各加算の届出の有無、届出をしない理由 等

### ② 介護事業経営概況調査

1. 介護事業収益(介護料収入、保険外の利用料 等)
2. 介護事業費用(給与費、諸経費 等)
3. 収支差率 等

### 調査の流れ(委託費)



(参考) 介護事業実態調査で実施する各調査の実施年度

	R01	R02	R03	R04	R05	R06	R07
	改定年 (10月) (消費税)		改定年			改定年	
介護従事者 処遇状況等 調査	(○) 国債	○ 国債、 臨時	○	○ 臨時		○	
介護事業経 営概況調査	○		(○) 国債	○ 国債		(○) 国債	○ 国債
介護事業経 営実態調査	(○) 国債	○ 国債		(○) 国債	○ 国債		(○) 国債

\* (○) : 準備経費。調査実施は翌年度

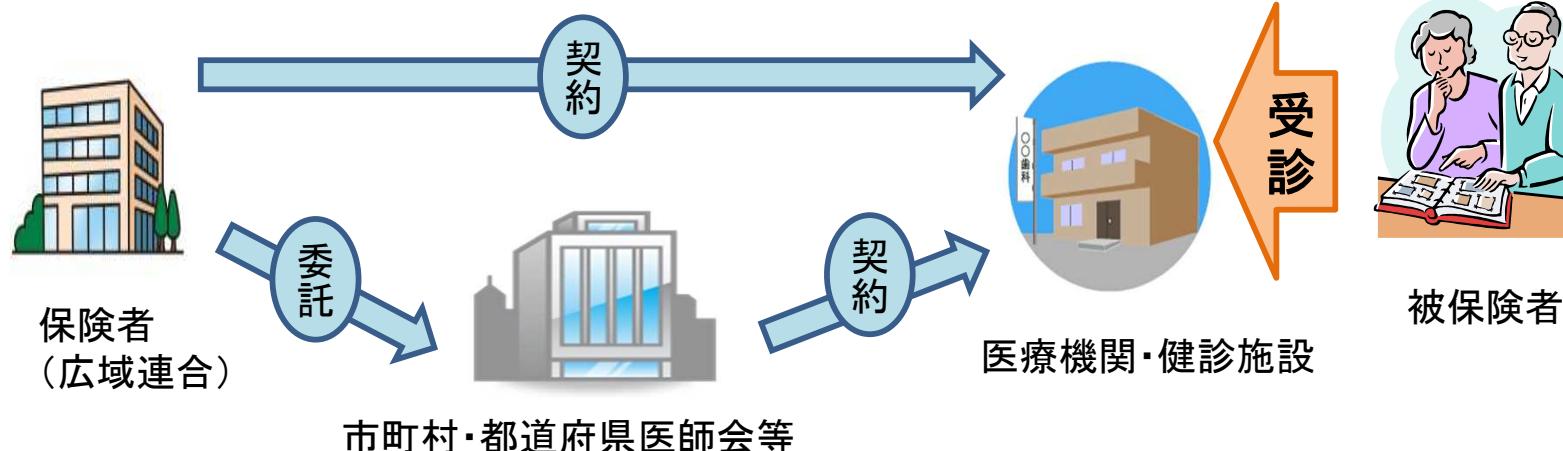
# 後期高齢者医療の被保険者に係る健康診査

令和6年度当初予算額 32.5億円 (32.5億円) ※()内は前年度当初予算額

## 1 事業の目的・概要

- 後期高齢者医療の被保険者の生活習慣病を早期に発見し、重症化の予防を図るため、広域連合が都道府県や市町村、都道府県医師会等と連携し、健康診査を実施する。
- 75歳以上の健康診査については、QOLの確保及び生活習慣病の早期発見による重症化予防等の観点から実施を推進しており、各広域連合は市町村等との連携のもと、効果的・効率的な実施を図るとともに受診率の向上に努めている。
- 事業対象となる健診項目は、特定健康診査の健診項目（腹団を除く）としている。  
 〈健診項目〉既往歴の調査、自覚症状及び他覚症状の有無の検査、身長・体重検査、BMI測定、血圧測定、血糖検査、中性脂肪、コレステロール量の検査等
- 市町村や都道府県医師会等への委託等により実施。

## 2 事業のスキーム



## 3 実施主体等

実施主体：広域連合  
 補助率：1/3  
 負担割合：国1/3、  
 地財措置1/3  
 保険料1/3  
 事業実績：実施広域連合数47広域  
 (受診率) 25.8% (令和2年度)  
 26.5% (令和3年度)  
 28.1% (令和4年度)  
 ※令和4年度は基準値

拡充

# 後期高齢者医療の被保険者に係る歯科健診事業

令和6年度当初予算額 7.8億円 (7.0億円) ※()内は前年度当初予算額

## 1 事業の目的・概要

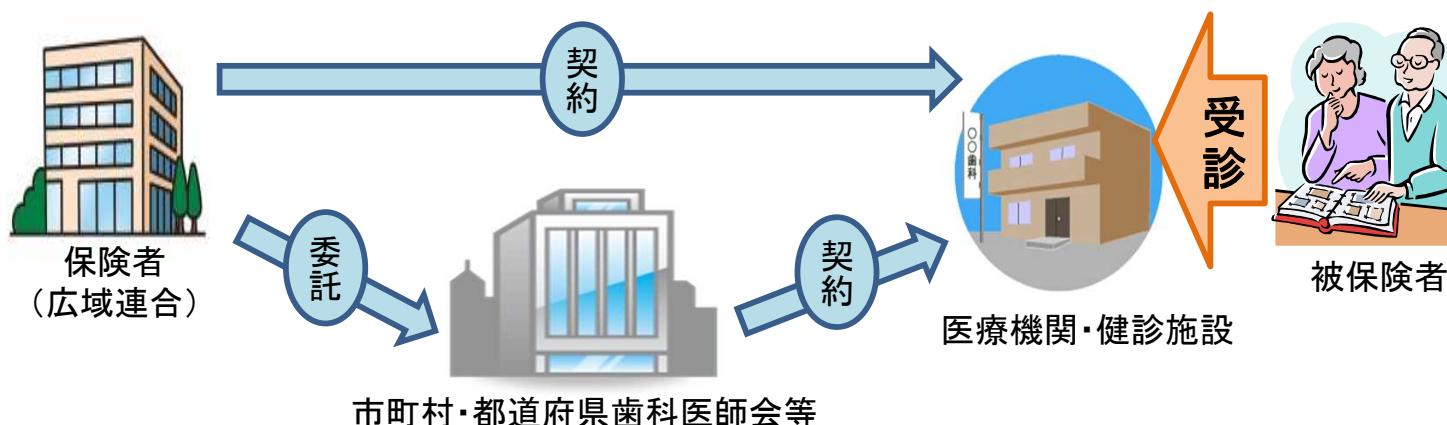
- 歯周病を起因とする細菌性心内膜炎・動脈硬化症等の悪化、口腔機能低下による誤嚥性肺炎等を予防するため、広域連合は歯・歯肉の状態や口腔機能の状態等をチェックする歯科健診を実施。  
国は広域連合に対し国庫補助（増額）を行うことにより、歯科健診事業を推進。

※経済財政運営と改革の基本方針2023

全身の健康と口腔の健康に関する科学的根拠の集積・活用と国民への適切な情報提供、生涯を通じた歯科健診（いわゆる国民皆歯科健診）に向けた取組の推進、オーラルフレイル対策・疾病の重症化予防につながる歯科専門職による口腔健康管理の充実、歯科医療機関・医科歯科連携を始めとする関係職種間・関係機関間の連携、歯科衛生士・歯科技工士等の人材確保の必要性を踏まえた対応、歯科技工を含む歯科領域におけるICTの活用を推進し、歯科保健医療提供体制の構築と強化に取り組む。

- 健康増進法に基づき実施されている歯周疾患検診や、国（厚生労働省）において策定した「後期高齢者を対象とした歯科健診マニュアル」などを参考にしつつ、高齢者の特性を踏まえた健診内容を各広域連合で設定。  
(例：後期高齢者を対象とした歯科健診マニュアル（H30.10策定）) 咀嚼機能、舌・口唇機能、嚥下機能、口腔乾燥、歯の状態等（歯の状態、粘膜の異常、歯周組織の状況）
- 市町村や都道府県歯科医師会等への委託等により実施。

## 2 事業のスキーム



## 3 実施主体等

実施主体：広域連合  
補助率：1／3  
負担割合：国1／3、地財措置1／3  
保険料1／3  
事業実績：  
実施広域連合数（受診者数）  
令和2年度 44 (33.6万人)  
令和3年度 46 (36.3万人)  
令和4年度 47 (44.9万人)

令和6年度当初予算額 1.2億円 (1.2億円) ※ () 内は前年度当初予算額

## 事業の目的

レセプトデータ等を活用した予防・健康づくりへの取組やデータヘルス、保健事業に取り組む保険者を支援するため、健康スコアリングレポートの作成やデータヘルス計画における共通評価指標の整備等を行う。

## DH計画の標準化の推進に関する事業

データヘルス計画の標準化に向けて、共通評価指標の拡充を行い、各健康保険組合の数値についてはNDBから抽出・集計した上で、データヘルスポータルサイトへプリセットする。この抽出・集計業務を事業者へ委託する。

※ 「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、保険者が策定するデータヘルス計画の標準化推進が掲げられており、「経済財政運営と改革の基本方針改革工程表2021」においては、当該計画の標準化の進展にあたり、保険者共通の評価指標やアウトカムベースでの適切なKPIの設定を推進することを掲げられている。

### 〈データヘルス・ポータルサイト〉

データヘルス計画の円滑な運営を支援することを目的に開設。健保組合は、ポータルサイトを活用して、計画策定および評価・見直しを実施。



## 健康スコアリングレポート作成事業

### レセプト・特定健診等データを集約

### 保険者単位・事業主単位の健康スコアリングレポート作成



健康スコアリングレポート

A保険者

健康スコアリングレポートを保険者と  
事業主が共有し、連携（コラボヘルス）による  
予防・健康づくりを推進

事業主

健康スコアリングシステムの保守・運用委託に加え、  
・ナッジを活用した効果的な要請文の作成及び効果検証  
・システムの仕様変更に係る改修  
・効果検証アンケートの作成、回答データ集計分析の委託  
・データヘルスポータルサイトの管理運営  
を行う。

※ 2023年度の「成長戦略等のフォローアップ」において、予防・重症化予防・健康づくりの推進として、健康スコアリングレポートにデータヘルス計画の共通評価指標を新たな表示項目として追加することを掲げられており、継続して実施する。